

令和5年度三川町住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太陽光発電システムの導入を促進し地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽電池モジュール 太陽電池を複数枚直並列接続し、必要な電圧及び電流を得られるようにしたパネル状の製品をいう。
- (2) パワーコンディショナ 太陽電池により発電した直流電力を交流電力に変換し、発電システム全体の運転を管理する装置をいう。
- (3) JISC8918 日本工業規格に定められた結晶系太陽電池モジュールについての性能規定をいう。
- (4) JISC8939 日本工業規格に定められたアモルファス太陽電池モジュールについての性能規定をいう。

(交付対象工事)

第3条 補助金の交付対象となる工事は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する発電システムを設置する工事（以下「対象工事」という。）とする。

- (1) 自ら居住し、若しくは居住する予定である町内の住宅（店舗、事務所等との兼用を含む。以下同じ。）又はその住宅に付属する車庫、物置等に対し新規に設置するものであること。
- (2) 低圧配電線と逆潮流ありで連系し、かつ、太陽電池の最大出力（当該発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値（キロワットを単位とし、小数点以下第2位未満の端数を切り捨てる。）とする。）が10キロワット未満であること。
- (3) 太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計等で構成されているものであること（必ずしも、単体の要素であることを要しない。）。
- (4) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動及び自動停止）を行うものであること。
- (5) 使用する電池モジュールは、日本工業規格 JISC8918 又は JISC8939 に定められた性能を満たすものであること。
- (6) 未使用品（中古品は対象外）であること。
- (7) 国内にアフターサービスの窓口を有し、かつ、サービス及びメンテナンス体制が用意されたメーカー等の製品であること。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、対象工事に係る工事請負契約を締結し、かつ、申請日において、交付対象者及びその者と同一世帯に属する者全員が直近の市区町村が課税した地方税に滞納がないこと。

(補助金額)

第5条 補助の額は、発電システムの太陽電池の最大出力1キロワットあたり（4キロワット

を限度とする。)に3万円を乗じて得た額とする。この場合において、当該補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てた額とする。

(交付申請及び申請書受付期間)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 発電システムの見積書の写し
- (2) 納税証明書(申請者及び同一世帯となる家族全員)
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 申請書の受付期間は、令和5年4月3日から令和6年1月31日とし、三川町役場の開庁時間内に受け付けるものとする。

(交付決定)

第7条 規則第8条に規定する通知は、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた後に交付決定額の増減を伴う変更、災害その他やむを得ない事由により令和6年2月13日までに当該事業を完了することが困難であると見込まれる場合又は申請を取下げの必要があるときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金変更(取下げ)承認申請書(様式第3号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更又は取下げが認められたときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金変更(取下げ)承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、対象工事が完了後1か月以内又は令和6年2月13日のいずれか早い日までに、住宅用太陽光発電システム設置補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により令和6年2月13日までに提出することが困難であると町長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 発電システムの施工箇所の写真(工事施工前及び工事完成後)
- (2) 電力会社の太陽光発電余剰電力受給契約確認書の写し
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 発電システムの設置に係る領収書の写し
- (5) 住宅付近の見取図
- (6) 住民票の写し(世帯全員)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第10条 規則第15条に規定する通知は、住宅用太陽光発電システム設置補助金交付額確定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、住宅用太陽光発電システム設置補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第12条 町長は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に

交付決定者に対し、第10条に規定する補助金を支払うものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき

(2) 不正な行為により補助金の交付を受けたとき

(3) その他、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(協力)

第14条 町長は、交付決定者に対し、必要に応じて発電システムに関する報告等の協力を求めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。